

「中央教育審議会大学分科会の審議経過概要」について

文部科学省 高等教育局高等教育企画課・高等教育政策室専門職 八田 聡史

中央教育審議会大学分科会（以下、「分科会」という。）は、平成二十二年一月二九日、審議状況を部会等ごとに整理し、「平成二十二年八月から平成二十二年一月までの中央教育審議会大学分科会の審議経過概要」（以下、「審議経過概要」という。）として取りまとめた。

分科会はこれまで、平成二十二年六月一五日の「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」（以下、「第一次報告」という。）及び同年八月二六日の「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（以下、「第二次報告」という。）により、その時点までの審議状況を報告しており、今回の「審議経過概要」は、第一次報告及び第二次報告に続くものである。

「審議経過概要」の全文は、大学分科会のウェブサイトで (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyov/chukyov4/index.htm) に掲載される予定であり、また、同

サイトでは分科会の配布資料や議事録も掲載しており、あわせて参照されたい。

なお、分科会は専門的な内容について機動的に審議を進める観点から、複数の部会やワーキンググループ（WG）等を設けて、それぞれ検討を行っている（中央教育審議会大学分科会の審議体制）参照）。

以下では「審議経過概要」の要点を紹介する。

「審議経過概要」の要点

（１）質保証システム部会

質保証システム部会では、大学教育の質保証のため、設置基準、設置認可審査及び認証評価を中心とした質保証システムの見直しの検討を進めている。その一環として、平成二十二年一〇月以降、「社会的・職業的自立に関する指導等」

及び「教育情報の公開の促進」の二つの課題について審議を行った。

なお、平成二二年一月二九日の分科会では、「社会的・職業的自立に関する指導等」を大学設置基準に位置づけることについて、文部科学省より諮問がなされ、同年二月一日、これを適当と答申した。

① 社会的・職業的自立に関する指導等

現在、一八歳人口の過半数が大学に進学するようになっており、また、職業の種類や、企業等の事業所の業種・規模・業務内容等がますます多様化している。これらを踏まえ、社会人・職業人としての基礎能力を持ち、産業構造等の変化に対応できる柔軟な専門性と創造性の高い人材を、大学が育成することが強く要請される。また、現在の厳しい雇用情勢や、学生の多様化に伴う卒業後の移行支援の必要性等を踏まえ、学生が、それぞれの専門分野の知識・技能とともに、職業を通じて社会とどのように関わっていくのか、明確な課題意識と具体的な目標を持ち、それを実現するための能力を身に付けられるようにすることが課題となっている。

そこで、大学設置基準を改正し、全ての大学において、

教育課程の内外を通じて、学生に対し社会的・職業的自立に関する指導等を行うため、必要な体制を整備することが求められる。

大学設置基準の改正とともに、国は、上記で述べた改革の方向性を踏まえ、早急に着手すべき施策を明らかにし、体系的な施策を展開することで、各大学で実質的な取組が進むよう後押しすることが望まれる。また、各大学は、学生の社会的・職業的自立に関し、それぞれの状況を踏まえながら、具体的に取組むことが望まれる。

なお、大学が社会的・職業的自立に関する指導等を実施する際の留意事項は、以下の通りである。

（大学が社会的・職業的自立に関する指導等を実施する際の留意事項）

(ア)各大学における社会的・職業的自立に関する指導等の在り方
社会的・職業的自立に関する指導等として、各大学がどのような取組を行うかは、それぞれの教育研究目的、設置する学部・研究科の種類、学生数等の規模、学生や教職員 の状況により多様と考えられる。したがって、特定の教育内容・方法が大学に課されるべきではない。

(イ)教育課程の編成における取扱い

各大学では、教育課程の内容と実施方法に関する方針を定める中で、個別の授業科目のシラバスや、体系的な教育課程の編成を通じて、社会的・職業的自立に関する指導等の在り方を明らかにし、学生に対し、その内容の理解を図ることが求められる。

また、教育課程の編成と実施に当たっては、大学として保証すべき教育の内容・水準に十分留意する。

(ウ)学内における実施体制の確保

今回の大学設置基準の改正は、社会的・職業的自立に関する指導等の実施に当たり、大学の判断に基づいて設けられている各種の組織の緊密な連携や、そうした組織の活用を通じて体制を整える必要性を規定している。したがって、組織の設置を画一的に課すものではない。

なお、大学において、社会的・職業的自立に関する指導等に具体的に取り組む際には、それぞれの大学の教育理念や、個性・特色、学生の状況等を踏まえた対応が必要であり、そのためにも、学内における専門性の高い人材の養成・確保や、学内の教職員による理解の共有化を図ることが求められる。

(ニ)大学の取組状況の公表

各大学では、その社会的・職業的自立に関する指導等の取組について、広く社会に説明していくことが求められる。また、認証評価により、各大学の理念や教育研究目的等を踏まえた適切な評価を受け、その評価結果が社会に明らかにされることが期待される（現在も各認証評価機関では、「進路選択の指導」等の評価項目を設けて評価を実施している。）。

(オ)産業界や各種団体をはじめとする社会との連携と協力

学生への社会的・職業的自立に関する指導等は、大学だけでなく、社会全体として支援すべきものであり、産業界や地域の各種団体をはじめとする社会との連携と協力が求められる。

また、雇用情勢の悪化による学生の不安な心理が就職活動の早期化をもたらししていると指摘もあり、学生の落ち着いた学習環境の確保が必要である。こうした面からも、大学側の学生の就職に関する「申合せ」や、企業側の採用選考に関する「倫理憲章」の周知徹底を図っているが、学生の就職活動の早期化の現状は依然として続いており、大学、産業界や地域の各種団体、関係行政機関等の連携・協

力による更なる改善の努力が不可欠である。

②教育情報の公開の促進

教育情報の公開については、大学設置基準等の法令に公表すべき情報に関する規定が設けられており、この制度的枠組みに基づき、各大学で情報の公表が進められている。

しかしながら、大学の強みや特色を分かりやすく公表し、外部から適切な評価を受けながら、教育水準の向上を図っていくこうとする観点がいまだ十分ではない。

教育情報の公表に関する基本的な考え方としては、以下の三つが挙げられ、この考え方に基づき、公開するべき情報の整理を進めている。

第一として、大学の公的な教育機関としての性格を踏まえ、学生や保護者、社会への説明責任を果たす観点から情報の公表が求められる（教育研究上の基本的な組織に関する情報、教員や教育課程に関する情報など）。

また、教育情報を分かりやすく公表し、大学の特色ある教育活動を積極的に発信することで、大学の教育力の向上を図ることが重要である（学部・学科等ごとの教育研究上の目的、教育課程を通じて修得が期待される知識・技能の体系、学修成果に係る評価など）。

さらに、国際的にも見劣りしない教育研究への取組を示すことを通じて、大学教育の国際教育力の向上を図ることが重要である（学位プログラムに関する情報、学生支援に関する情報など）。

（関連）専門的人材養成の在り方に関するワーキンググループの検討状況

1. プの検討状況

「専門的人材養成の在り方に関するWG」は、医学、歯学、薬学、看護学、獣医学、法曹、工学、IT、知的財産の九分野について、分野を横断した専門的人材養成システムの在り方及びその質保証の在り方を検討している。今後の検討課題として、社会的な人材需要の動向を踏まえた適切な入学定員の取り扱いや、職業資格につながる分野に固有の質保証システムの推進が挙げられる。

（2）大学院部会

大学院部会には四つのWG（人社会系WG、理工農系WG、医療系WG、専門職学位課程WG）が設けられており、平成一七年答申「新時代の大学院教育」と平成一八年「大学院教育振興施策要綱」の進捗状況を検証している。今後、この作業を通じて、大学院教育の方向性を明らかにし、平

成二三年度以降のための新たな「大学院教育振興施策要綱」を策定する予定である。

このうち、人社系WG、理工農系WG、医療系WGでは、「大学院答申」に掲げられた項目の進捗状況について、書面調査、訪問調査、ヒアリング調査を行い、大学院教育の課題とその充実方策を検討している。

また、専門職学位課程WGでは、専門職大学院の課題を明らかにし、その在り方を提言するための検討を行っていく。

（関連） 国際的な大学評価活動に関するWG及び大学グローバル化検討WGの検討状況

大学院博士課程の教育に重点をおく大学や、国際的な教育研究活動、学生交流に特色を発揮する大学にあっては、国内外の優秀な学生を獲得し、国内外の大学と組織的継続的な教育連携を構築することに力を注いでいる。「国際的な大学評価活動に関するWG」では、そのような大学の積極的な情報公開に資するため、海外の大学に対して発信が望まれる情報の項目（教育活動の規模を表す情報、教育の国際連携の状況等）を検討している。

また、これらの大学が、外国の大学との連携により、国

内の大学だけでは実施できない質の高い教育を提供することは、国際的な競争環境においてしかるべき位置を占めるために重要である。そのため、「大学グローバル化検討WG」では、各大学が海外の大学との間でダブル・ディグリーなどの組織的・継続的な連携を行う際の指針（ガイドライン）を検討している。

（3） 大学規模・大学経営部会

大学規模・大学経営部会は、「大学の自主的な経営改善の取組への支援の在り方」、「財務・経営に関する情報公開の促進」の二つを議論し、同年八月に「大学の自主的な経営改善の取組への支援と情報公開の促進について（論点整理）」を取りまとめた。その後、量的規模の検討の前提として「社会人の受入れの促進」も審議している。

① 大学の自主的な経営改善の取組への支援の在り方

教育の質の向上には、経営基盤の安定が不可欠であり、限られた教育研究資源を効率的に活用し、経営基盤を強化する取組も自主的・自律的に進んでいる。

この大学の経営改善は、大学の設置者が自ら行うべきものであり、また、地域において、人々の学習機会の確保や、

産業の振興と再生、さらに、人材育成拠点としての大学の役割を保持することは、大学教育全体の発展を目指す上で不可欠の課題となっている。そのため、各大学の経営基盤を強化する観点から、例えば以下の論点を挙げていく。

・国公私を越えた大学間の戦略的連携取組の支援や、産学連携、地域連携の取組の支援など、経営基盤の強化に資する各種取組の促進

・大学経営から撤退しやすくする支援など、学校法人の経営困難からの再生、撤退、経営破綻時の支援

② 財務・経営に関する情報公開の促進

大学の情報公開の促進に当たっては、大学やその設置者の特性、情報の種類や対象者等を考慮して、公表すべき財務・経営に関する情報の種類と範囲を検討することが必要である。公表すべき情報の種類として、以下の三つが挙げられる。

・学校教育法に定める学校として公表を要する情報（学校教育法第一一三条に定める教育研究活動に関する情報）

・公益を目的とする活動を行う法人・団体として公表を要する情報（国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法に定める事業報告書、財務諸表等）

・公費を支出されている法人・団体として公表を要する情報（私立学校振興助成法に定める財務諸表等）

また、情報公開の方法として、法令による一律の義務化、国からの指針の提示及び自主的公開の働きかけ、大学関係者による指針の作成及び自主的公開が考えられる。この場合、国公立大学を通じて、同等程度の情報が自主的に一般に公開されることを促すべきである。

現在、大学規模・大学経営部会の課題提起を受けて、私立大学の関係団体により、「大学法人の財務・経営情報の公開に関する調査研究会」が発足し、情報公開の基本的な考え方や情報の項目・内容等について具体的な検討を行っている。

③ 大学における社会人の受入れの促進

一八歳人口だけでなく、我が国の人口が減少期を迎えた中、成熟した社会において、社会人や高齢者等の多様な人々のうち、どの程度が大学で学ぶようになるか想定することは、今後、大学として必要とされる量的規模、又は政策的に妥当とされる規模を検討していく上で重要な論点である。

そこで、社会人、高齢者等が、それぞれの職業や生活に応じて大学で学び、その学修成果をもってさらに活躍でき

るようにするための仕組みを検討している。また、大学・短期大学にあつては、地域と密着した学修環境の整備や、履修証明制度の活用等により、社会人等の需要に対応した学習内容・方法を提供することが期待される。

〔関連〕 全国共同利用検討WGの検討状況

大学が有する教育資源をより有効に活用するため大学間の連携と協力を促進することは、大学の効率的な経営とともに、より高度かつ豊富な教育活動を行うことに資する。

こうした観点から「第一次報告」で、教育や学生支援のための共同利用拠点の制度の創設が提言され、その後、「全国共同利用WG」での検討を経て、学校教育法施行規則等が改正され、平成二十一年九月に施行されている。

今後、同WGが認定を希望する大学からの申請について妥当性を審査し、教育関係の共同利用拠点が認定される予定である。

〔4〕 大学行財政部会

大学行財政部会では、①全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方、②大学教育の国際的な質保証に関し、我が国に期待される役割に

ついて審議している。今後、現状に係る背景や歴史的経緯を整理し、また、諸外国の状況や動向を把握した上で、現状及び最近の議論を分析する。

中央教育審議会大学分科会の部会等の審議体制

